

はじめに

1 計画策定の趣旨

国勢調査による本市の平成 22 年の 14 歳以下の年少人口は 9,470 人であり、平成 2 年と比較すると 19.4%減少しており、少子化の進行が表れています。

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生み育てることに対する意識などの変化をもたらしています。

本市においては、平成 22 年 3 月に「総社っ子プラン（総社市次世代育成支援行動計画（後期計画）」）を策定し、「すべての子どもの幸せのために、互いに助け合う『子育て王国 そうじゃ』」を基本理念として、家庭・学校・地域・企業・行政が協働し、子育て・親育ちに取り組んできました。

国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

しかし、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援の質・量の不足、子育て家庭の孤立化など、子どもと子育て家庭を取り巻く多くの社会的な問題に対応するため、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度に施行され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような状況を受け、本市においても、社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが健やかに成長するために、学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進するために、「総社市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

【子ども・子育て支援法】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「総社市次世代育成支援行動計画」を継承する計画です。

【次世代育成支援対策推進法】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

- 「総社市総合計画」など関連計画との整合を図ります。

総社市子ども条例

総社市総合計画

総社市子ども・子育て支援事業計画

健康そうじゃ21

総社市子ども食育推進計画

総社市障がい者基本計画・障がい福祉計画

総社市男女共同参画プラン

総社市教育振興基本計画

など

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期として推進します。
なお、計画は5年を1期とされていることから、平成31年度中に第1期計画の総括を行い、平成32年度を始期とする第2期計画を策定します。

また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに対応していくため、必要に応じて毎年度計画の見直しを行うものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
第1期総社市子ども・子育て支援事業計画									
年度ごとに見直し					第2期計画期間				

4 策定の方法

(1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的に、市民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療関係者、企業の関係者などで構成される「総社市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

計画の策定にあたっては、市民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

対象	総社市内に在住の就学前児童がいる世帯
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送法
対象数	2,000
有効回答数	1,206
有効回収率	60.3%

(3) 子育て支援団体等へのヒアリングの実施

本市で子育て支援を行う6つの団体や機関へ、活動の現状や課題を把握するためのヒアリングを行いました。

(4) 各課における事業評価の実施

「総社っ子プラン（総社市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき推進した事業の担当各課において、取組の達成度と今後の方向性について評価を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

本庁、支所、出張所及びホームページにおいて、1月23日から2月13日まで計画案を公表し、広く一般市民から意見を募集しました。